

総合科学技術会議 生命倫理専門調査会
「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（中間報告書）について

平成15年12月26日

検討の概要

- クローン技術による胚の胎内移植の禁止とクローン個体等の人為による生成の規制を目的とするクローン技術規制法の附則第2条等に基づき、生命倫理専門調査会において平成13年8月より検討を開始。
- ヒト受精胚の位置付け、ヒト受精胚の研究目的の作成・利用の可否等の取扱いのあり方、人クローン胚の位置付け、人クローン胚の作成・利用の可否といった論点を中心に議論。
- これまでに意見の相違点が明確になったことから、検討の過程で国民の広範な議論に耳を傾けるべく、議論の論点を整理した中間報告書を取りまとめ、これをパブリックコメントにかけることとした。

中間報告書(案)の概要

1. ヒト受精胚の地位

- 「人」でもなく「モノ」でもない存在として、「人の生命の萌芽」と位置付け。
- 「人の尊厳」との関係で尊重されるべき存在。

2. 研究目的のヒト受精胚の作成・利用

- 大多数の見解はこれを認めるが、一部に強い反対論も存在。
- 生殖補助医療及び難病に関する研究という範囲に限定するのが大勢。一部に、生殖補助医療研究の範囲に限定すべきとする意見も存在。

3. 人クローン胚

○人クローン胚の地位

- ・ヒト受精胚との差異を認めない見解、準ずるとする見解、異なるとする見解に分かれる。
- ・ただし、母胎に移植すれば人になる可能性があることから、ヒト受精胚とほぼ同等とする見解が大勢。

○人クローン胚の作成については、概ね以下の2つの見解が対立

当面は「モラトリアム」期間とし、作成・利用の禁止を継続すべきとする見解

- ・人クローン胚の作成・利用について国民的理解を得るための国民対話期間が必要。
- ・「モラトリアム」の解除には、国民的理解を得るための一定期間の活動とともに、科学的知見が相当程度蓄積された時点における必要性の確認が必要とする。

現時点で作成・利用を容認すべきとする見解

- ・人クローン胚から作成される自己ES細胞を用いた再生医療の恩恵が極めて大きく、その実現に向けて研究を進めるために、作成を容認すべきとする。
- ・その場合、公的審査機関の下で、研究の適正を確保する必要があるとする。

4. 制度的枠組み

○ヒト受精胚等の取扱いに関する規制の形式

当面は国のガイドラインによる規制で対応し、将来的には法令整備の必要性に関する検討を視野に入れて、国民的対話、国民的議論を進めるべきとするのが大勢。

○ヒト受精胚等の研究を管理する公的審査機関

ヒト受精胚や人クローン胚の研究目的の作成を認めるならば、その設置が必要であるとするのが大勢。個別の研究の審査だけでなく、審査基準の制定・変更機能を担うべきとする議論もあった。

(今後のスケジュール)

- 本日より、パブリックコメントを開始（期間は約2ヶ月間）。この間、中間報告書に関する国民への説明会の開催を予定。
- パブリックコメントの後、議論を進めて意見を集約し、最終報告書を取りまとめ、総合科学技術会議から関係大臣への意見具申とする予定。

(参考1)

国連におけるクローン人間禁止条約の議論の状況

1. 検討経緯

- 2001年の国連総会において独仏の提案によりクローン人間禁止条約の検討開始を決議。
- その後、2002年、2003年と2年間に渡って検討を行ってきた。

2. 議論の状況

- クローン人間作りを禁止すべきという点については、コンセンサスが得られている。
- 治療・研究目的のクローン技術も含めて禁止すべきかについては、意見が分かれ対立。
 - ・治療・研究目的のクローン技術も含めて禁止する条約を主張＝全面禁止派（コスタリカ、米国、バチカン、伊、中南米諸国等のカトリック諸国等）
 - ・クローン人間作りの禁止に限定した条約を主張＝部分禁止派（ベルギー、日、英、中国、韓国等）

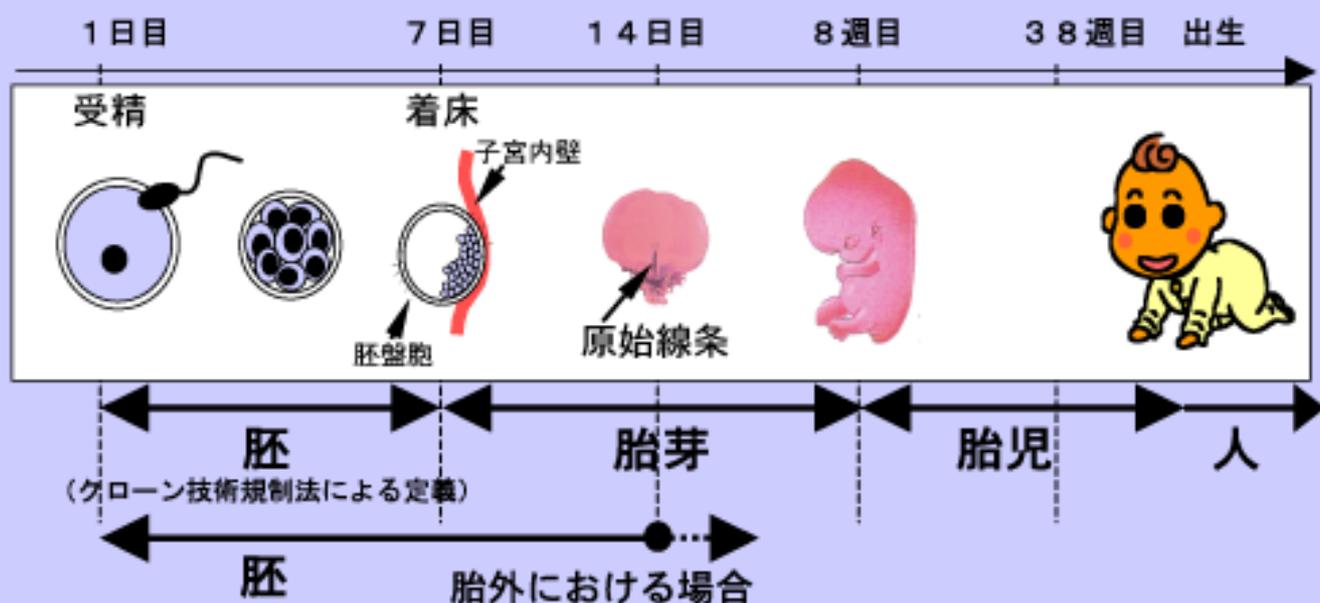
3. 我が国の立場（＝部分禁止派の立場）

条約を実効性のあるものにするには、できるだけ多くの国の参加が不可欠であり、そのためには各国の見解が一致するクローン人間作りの禁止に絞った条約を作成すべき。

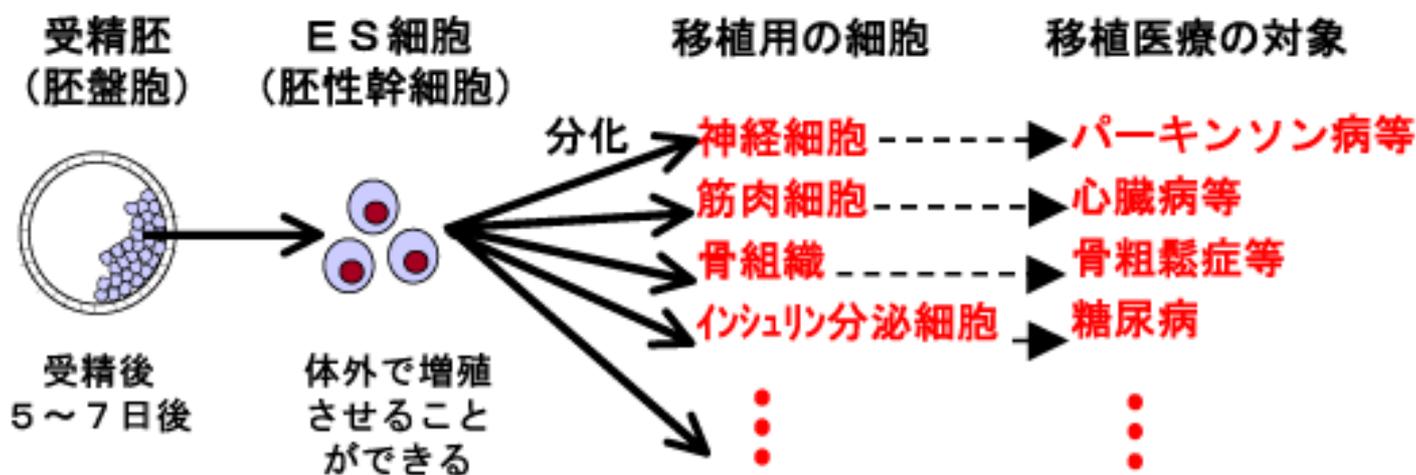
4. 本年の国連総会における議論の結果

- 全面禁止派と部分禁止派の双方の主張が平行線のまま結論は出ず。
- 来年の国連総会で引き続き議論を行うこととなった。

1. 受精から出生にいたる過程

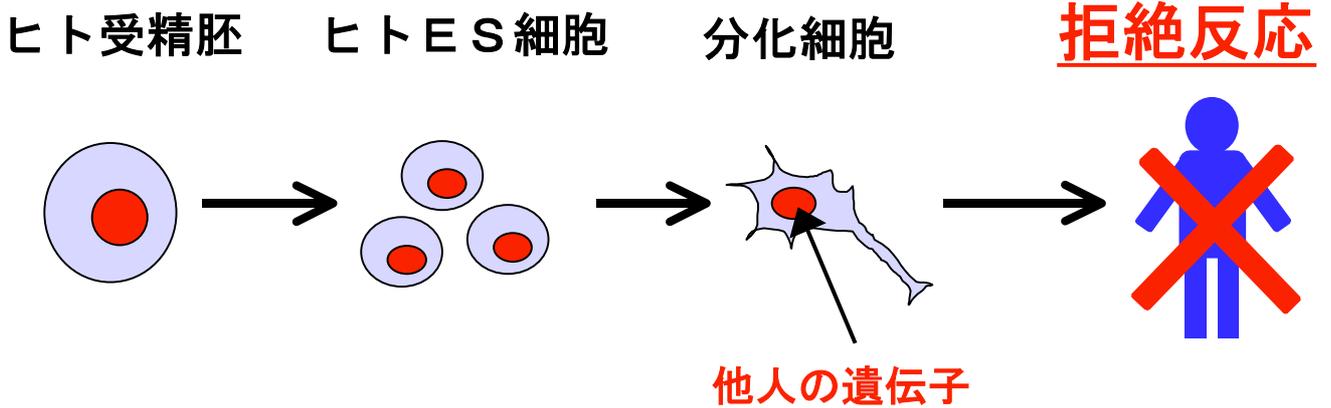


2. 将来の再生医療におけるES細胞の意義



3. 将来の再生医療における人クローン胚の意義

<ヒト受精胚を用いる場合>



<人クローン胚を用いる場合>

